

平成24年度
平成23年度実施

事務事業評価調書

整理番号 2 - 6
作成年月日 H24. 7. 23
事業区分 ☒ 継続 ☐ 新規

事務事業名 成人保健事業

事業開始年度 平成20年度 住民参加 ☐ 有 関係例規・法令名 健康増進法
事業終了年度 平成30年度 住民協働 ☒ 無 関係個別計画名

会計区分 一般会計 款 4. 衛生費 項 1. 保健衛生費 目 3. 健康増進費

担当 課 福祉保健課 担当係名 健康推進係 調書作成者職氏名 係長 工藤貢一

【第五期興部町総合計画】 ☒ 登載事業 ☐ 非登載事業 実施計画登載No 82

分類	コード	名称
基本目標	3	生涯を支える“まちづくり”
施策項目	13	保健対策の推進
単位施策	2	保健事業

I. 事業計画

(1) 事業の相手	※ 何を対象にまたは誰を対象にした事務事業なのか具体的に記載して下さい。 健康増進法に基づく対象者。
(2) 事業の概要	※ 目指すべき姿を実現するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載して下さい。 健康増進法にもとづく各種健康増進事業の実施
(3) 事業の成果 目指す姿	※ 事務事業を実施することでどのような状態にしたいのか具体的に記載して下さい。 町民の健康増進を目指す。

II. 指標【成果を判断する目標数値】

No	種別	内 容	区分	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	対象指標		目標値 実績値	人					
2	活動指標		目標値 実績値	回					
3	成果指標		目標値 実績値	千円					
4			目標値 実績値						

III. 事業費の推移 (単位：千円)

区 分	19年度 決 算	20年度 決 算	21年度 決 算	22年度 決 算	23年度 予 算	24年度 見 込	20～24年度 合 計
事業費(千円)	957	1,356	1,125	880	1,943	839	6,143
財源内訳							
国庫支出金	249						0
道支出金	249	480	324	228	248	250	1,530
地方債							0
その他							0
一般財源	459	876	801	652	1,695	589	4,613

IV. 担当課による事務事業の評価

区 分	チェック項目の説明（内容）等
1. 実施の妥当性 (1) 町の政策的な事業である。 ☐ (2) 公共性が高い事業である。 ☐ (3) 緊急性が高い事業である。 ☐ (4) 法令等により実施が義務付けられている。 ☒ (5) その他 【具体的に記載】 ☐	健康増進法に基づく実施のため、事業目的は明確である。
2. 経済性・効率性 (1) 費用に見合う効果がある。 ☒ (2) コスト削減の余地がある。 ☐ (3) 受益者負担の余地がある。 ☐ (4) 補助制度等活用の可能性がある。 ☐ (5) その他 【具体的に記載】 ☐	事業に伴う効果がある。 事業の性質上、受益者負担にはならない。 道補助事業
3. 必要性 (1) 町民のニーズがある。（高い） ☐ (2) 事業を継続する必要がある。 ☒ (3) 類似事業との統合・再編の可能性がある。 ☐ (4) その他 【具体的に記載】 ☐	健康増進法に基づく実施のため。
4. 代替性 (1) 行政主体による実施が適当である。 ☐ (2) 民間委託等による実施が可能である。 ☐ (3) 住民協働（主体）による実施が可能である。 ☐ (4) その他 【具体的に記載】 ☒	事業の性質上、代替性はなし。
5. 事業の達成度 (1) 期待どおりの成果があがっている。 ☒ (2) 概ね期待どおりの成果があがっている。 ☐ (3) 成果が不十分である。 ☐ (4) 事業の見直し等が必要である。 ☐ (5) その他 【具体的に記載】 ☐	

特記事項

V. 一 次 評 価（所管課）、二 次 評 価（庁内評価委員会）

区 分	評 価	評 価 選 択 理 由 / 今 後 の 方 向 性
一 次 評 価	継 続 【現状維持】	概ね計画通りであり、住民ニーズに合致していると考えられるため。
二 次 評 価		二次評価対象外

VI. 外部意見（興部町総合計画策定審議会）

--	--

VII. 総合評価（町長、副町長、教育長）

最 終 評 価	評 価 選 択 理 由 / 今 後 の 方 向 性

☆ 評 価

- (1) 継 続 【現状維持】 ⇒ 事業内容、事業量に大きな変動がなく、予算増減が少ないもの
 (2) 継 続 【拡 充】 ⇒ 事業内容、事業量に相当程度の変動があり、予算増を伴うもの
 (3) 継 続 【縮 小】 ⇒ 事業内容、事業量に相当程度の変動があり、予算減を伴うもの
 (4) 継 続 【統 合】 ⇒ 事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの

- (5) 終 了 ⇒ 単年度事業、期間満了による事業の終了
 (6) 休 止 ⇒ 隔年度での事業実施などによる事業の休止
 (7) 廃 止 ⇒ この事業を廃止するもの